

②所得段階別保険料の設定

第9期介護保険料所得段階別保険料額設定にあたっては、第1段階から第9段階の段階（所得等の条件）は第8期から変更ありません[†]。第10段階以降について、国の標準的な所得段階の区分に準じて再編成を行い全14段階の構成としました。また、第1段階から第3段階については、引き続き公費を投入し、第1段階は0.45から0.28へ、第2段階は0.60から0.40へ、第3段階は0.69から0.685へそれぞれ料率を引き下げます。

各段階の保険料率及び保険料（年間）は、下表のとおりです。

■第1号被保険者*の所得段階別保険料

所得段階	所得等の条件 (†)令和7年4月1日より一部金額が変更となっています。		保 険 料	
			料率	保険料(年間)
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万9000円以下		0.28	22,562
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万9000円を超え120万円以下	0.40	32,232
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える	0.685	55,197
第4段階	本人が市町村民税非課税、かつ同一世帯に市町村民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万9000円以下	0.88	70,910
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万9000円を超える	1.00	80,580
第6段階	本人が市町村民税課税	合計所得金額が60万円未満	1.15	92,667
第7段階		合計所得金額が60万円以上120万円未満	1.20	96,696
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	104,754
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	120,870
第10段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.75	141,015
第11段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満	2.00	161,160
第12段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	169,218
第13段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	185,334
第14段階		合計所得金額が720万円以上	2.40	193,392

(注)合計所得金額について

- ・第1段階から第5段階については、年金収入に係る所得を控除した額。当該金額に給与所得が含まれる場合、給与所得金額は所得税法の規定に基づき計算した金額（租税特別措置法の規定による所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用前の金額）から10万円を控除した金額とします。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。